

地方独立行政法人大阪府立病院機構 令和 5 事業年度の業務実績に関する評価結果の反映状況

地方独立行政法人法第 29 条に基づく評価結果の年度計画及び業務運営の改善への反映状況については、以下のとおりである。

1. 「府民に提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する大項目評価

令和 5 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
大阪急性期・総合医療センターは、救命救急、心疾患・脳血管疾患、腎移植などの高度専門医療を提供したことに加え、能登半島地震においても、府内の DMAT の派遣・指揮・調整を行うだけでなく、センターからも DMAT を派遣するなど、基幹災害拠点病院としての役割を果たした。一方、新型コロナウイルス 5 類化後、救急受入れ体制の充実に努めたものの、救急車搬入患者数は年度計画を大きく下回ったことから、今後、より一層の回復に努めてもらいたい。また、小児・周産期医療の患者数を回復させるとともに、身体合併症のある精神患者への対応については、府域におけるニーズも高いことから、医師確保が課題ではあるものの、受入れ体制を充実してもらいたい。	救命救急医療、小児・周産期医療、精神医療への対応について、以下のとおり令和7年度 年度計画（p.2～p.3）において反映させた。 （1）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 三次救急及び二次救急の受入れについて、コロナ禍前の実績回復を目標に、病院全体での病床フリーアドレス制（診療科病床の枠を超えた柔軟な病床稼働）の徹底を行いながら、感染対策に留意しつつ、救急搬送患者受入増加に引き続き取り組む。 ・ 一次及び二次の産科医療機関からの母体救命搬送の受入れを拡充し、合併症妊娠を含めたハイリスク分娩における更なる質の向上を図るなど、周産期医療患者の受入れに取り組む。 ・ 院内の連携強化により、大阪府市共同 住吉母子医療センターにおいて、迅速かつ効率的に患者を受け入れる。 ・ 精神科病棟では、救命救急センターをはじめ他科との連携により、他の医療機関では受入れが困難な身体合併症患者を積極的に受け入れる。
大阪はびきの医療センターは、難治性の呼吸器疾患やアレルギー疾患に対する専門医療を提供するとともに、新型コロナウイルスの患者の受入れなどを行ったが、医師の確保不足等の影響により肺がん等の悪性腫瘍関連の診療実績などが目標未達であった。一方で、小児をはじめ救急搬送の積極的な受入れを行い、実績が前年度を大幅に上回るなど、地域医療支援病院として、同センターの専門性を活かした医療を提供していることは評価できる。引き続き、医師の確保等に努め、呼吸器、感染症、アレルギー疾患等に係る同センターの専門性を活かしつつ、新設診療科等の充実に図りながら専門医療と地域医療における拠点機能の役割を果たしてもらいたい。	呼吸器、感染症、アレルギー疾患等の専門医療の提供及び地域医療における拠点機能の充実について、以下のとおり令和7年度 年度計画（p.3～p.5）において反映させた。 （1）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 呼吸器疾患の府内の中核病院として、急性及び慢性の呼吸不全に対し専門医師、専門看護師、専門理学療法士が連携し、急性期の集中治療から慢性期の治療とケア、呼吸器リハ、在宅での呼吸ケアまで包括的な診療を行う。 ・ 新型インフルエンザ、SARS、エイズ等の新興感染症をはじめ、重症肺感染症、多剤耐性肺結核等の蔓延の防止と診療、併発症をもつ結核患者の治療など、多種の感染症に対応する。 ・ 大阪府アレルギー疾患医療拠点病院として、難治性の気管支喘息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー

令和 5 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
	ギー、好酸球性副鼻腔炎、薬剤アレルギー等のアレルギー疾患に対応する。 ・ 地域の中核病院として、幅広い地域医療ニーズへ対応するため、循環器疾患、消化器疾患、腎・泌尿器疾患、整形外科疾患、糖尿病・内分泌疾患等に対する診療機能の充実を図る。 ・ がん専門外来など、他職種連携による専門外来の充実に取り組む。 ・ 救急搬送のさらなる受入れ拡大に向け、救急診療体制の充実を図るとともに、消防機関との連携強化を図る。 ・ 小児地域医療センターとして、一般小児医療分野への診療拡大や小児専門医療の充実に引き続き取り組むとともに、二次救急の受入れに引き続き取り組む。 ・ 南河内地域における最多分娩実施機関として、更なる周産期診療体制の充実ならびにハイリスク分娩における質の向上に取り組む。 また、医師については、関連大学等と調整しながら人材確保に取り組んでいるところ。
大阪精神医療センターは、24 時間体制での措置入院の受入れや発達障がいのある児童の受入れを行うだけでなく、能登半島地震においても、DPAT を同センターから派遣し、被災地域の精神保健医療ニーズの把握や支援活動に尽力した。今後、府域におけるニーズが高い身体合併症も含め、更なる診療機能の充実を図るとともに、児童思春期精神科患者の受入れや地域との関係機関との連携の強化に努めてもらいたい。また、依存症治療拠点医療機関として、府内医療機関へのプログラム普及や研修の充実を行うとともに、各種依存症の治療プログラムの充実を図るなど、引き続き府域の主導的な役割を果たしてもらいたい。	身体合併症患者及び児童思春期精神科患者の受入れについて、以下のとおり令和7年度 年度計画 (p. 6) において反映させた。 (1) 府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 超高齢社会に対応するため、認知症により対応困難な周辺症状 (BPSD (※)) を呈したケースの入院受入れの強化を図るとともに安定した患者の地域への移行に取り組む。また、認知症や身体合併症のある患者を受け入れるための環境整備及び医療体制の確保に取り組む。 ※ BPSD (behavioral and psychological symptoms of dementia) : 認知症の行動と心理症状 ・ 自閉症などの発達障がい圏の児童を受け入れるとともに、発達障がい診断をはじめ昨今の診療ニーズ増に対応するため、児童思春期科応援医・研修制度を引き続き実施し、児童思春期部門の充実・強化を図る。また、子どもの心の診療ネットワーク事業に取り組むとともに、府の発達障がいの診療拠点医療機関として発達障がい精神科医師養成研修等を通じて府内の診療体制の充実に努める。 また、地域との関係機関との連携強化について、以下のとおり令和7年度 年度計画 (p.13) において反映させた。 (2) 府域の医療水準の向上 ① 地域医療への貢献

令和 5 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
	・ 地域連携推進室において、入院や受診の依頼及び相談に迅速に対応するとともに、医療福祉相談室等と連携して長期入院患者の退院促進を行う。また、地域の関係機関へ訪問を行い、地域で患者支援に関わる事業に積極的に参加し、関係機関の連携強化に努める。 依存症治療拠点医療機関としての役割については、以下のとおり令和7年度 年度計画（p. 5）において反映させた。 （１）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 府の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として、また府の依存症対策の一翼を担う「依存症治療・研究センター」として、薬物、アルコール、ギャンブル等の各種依存症の治療プログラムを実施する。 - また、ギャンブル等依存症対策基本条例（令和４年大阪府条例第59号）を踏まえ、同プログラムの普及や啓発、医療機関職員対象の研修の実施などによる、府内の依存症治療体制の強化を図る。
大阪国際がんセンターは、がん医療の基幹病院として、ロボット手術や内視鏡手術などの低侵襲治療、高精度放射線治療および化学療法等を組み合わせた集学的治療を実施した。さらに、がんゲノム医療拠点病院として、エキスパートパネルを実施するなどがんゲノム医療の推進に努めた。一方で、手術件数の減少が見られることから、新入院患者や手術件数の増加を図るとともに、今後、医療機器の大規模更新も控えていることから、投資については収支を見極めて検討しつつ、引き続き、先進的ながん医療の提供を行ってみたい。	新入院患者の増加について、以下のとおり令和7年度 年度計画（p.19）において反映させた。 （２）収入の確保 ① 新患者の積極的な受入れ及び病床の効率的運用 ・ 患者本人からのＷＥＢ・電話予約の拡大に向けて、予約システムの広報等を行い、地域連携経由の紹介患者のみならず新入院患者の確保に努める。 また、先進的ながん医療の提供及び医療機器の大規模更新について、以下のとおり令和 7 年度 年度計画（p. 7 ～p. 8）において反映させた。 （１）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 低侵襲手術、機能温存手術、高精度放射線治療、分子標的治療、免疫治療などの先進医療を実施する。また、新たな診断・治療方法の研究・開発にも取り組む。 ・ 難治がん、高度進行がん、希少がん、小児・AYA世代のがんを含むあらゆるがん患者に対し、手術、放射線治療、化学療法などを組み合わせた最適な集学的治療を実施する。 ・ 令和 9 年度からの大規模機器更新に向けて、令和 5 年度に作成した試算の再投資内容の精査や時点修正を行い、計画的に機器の更新を進める。

令和 5 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
大阪母子医療センターは、総合周産期母子医療センターとしての役割を積極的に果たしつつ、小児がんや先天性心疾患などに対する専門医療の提供、重篤小児の救命救急医療の実績等は前年度を上回るなど、小児医療の基幹施設としての役割を果たした。今後、新センターの整備を控え、また、府全体の出産の減少や少子化のさらなる進展、分娩施設の集約化が進む中、引き続き、安定的な医療体制の確保に努め、周産期・小児に関する高度専門医療の提供や府内母子保健の向上に資する調査・研究を進めてもらいたい。	高度な周産期・小児医療の提供および府内母子保健の向上に資する調査・研究について、以下のとおり令和 7 年度 年度計画（p.9～p.10）において反映させた。 （1）府の医療施策推進における役割の発揮 ① 役割に応じた医療施策の実施と診療機能の充実 ・ 大阪府南部地域唯一の総合周産期母子医療センターとして、最重症の妊産婦・新生児を中心とした症例を受け入れる。 ・ 大阪府小児中核病院として、小児がんを含む重篤、希少な小児疾患に対して、高度専門的な医療を提供するとともに幅広い小児疾患に対応する。 ・ 母子保健情報センターにおいて、診療部門や多職種と協同し、母子保健疫学データの発信や、児の保護者・妊婦への保健指導および妊婦への相談支援・虐待事例への対応など、保健・医療・教育・福祉・学術機関と密に連携を図りながら、大阪府全域の母子保健向上に貢献する。

2.「業務運営の改善及び効率化」に関する大項目評価

令和 5 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
新型コロナが 5 類化し、同感染症の病床確保に伴う補助金が減少している中、通常診療への回復に向けて法人全体で取り組まれていることは評価できる。しかし、令和 5 年度決算としては、当期純損失 60 億円を計上し、繰越損失 35 億円が発生した。とりわけ、地方独立行政法人へ移行後、最大となる経常損失 59 億円を計上したことは、重く受け止めなければならない。今後、大阪母子医療センターの建て替えや各センターにおける医療機器の更新など、資金需要が見込まれることも踏まえ、組織マネジメントを強化し、医師確保など診療体制の充実を図りつつ、入院患者の確保や高度専門医療の提供等による医業収益の向上や徹底した支出削減に法人全体で取り組む必要がある。	経営改善に向けた取組みについて、以下のとおり令和 7 年度 年度計画（p.18）において反映させた。 （1）効率的・効果的な業務運営・業務プロセスの改善 ① 自立的な経営管理の推進 ・ 経営改革を推進するために設置した経営改革プロジェクトチームにおいて、大阪府との連携のもと、コンサルティング会社の知見も活用しながら、短期的な経営課題に取り組むとともに、次期中期計画の策定に向けて、各センターの収益構造や運営上の課題等を分析しつつ、病院機構が果たすべき役割を踏まえた経営改革に着手する。また、年度計画に掲げる組織目標の着実な達成に向けて、センター別の月次報告及び月次決算等によって課題を把握しながら、必要な改善を迅速に行い、収支比率及び金額での目標達成を目指す。

令和 5 年度評価における意見	年度計画及び業務運営への反映状況
また、法人全体として、個人情報の漏えい事案が多数発生しており、個人情報保護委員会及び大阪府から指導を受けるなど、管理体制が不十分であった事例が見受けられる。個人情報保護やコンプライアンスに対する甘さは、社会的な信頼の失墜に繋がるため、一刻も早く綱紀粛正に努めてもらいたい。	個人情報保護について、以下のとおり令和 7 年度 年度計画（p.26）において反映させた。 （２）コンプライアンスの徹底 ② 診療情報の適正な管理 - カルテ等の個人の診療情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、及びカルテ等の診療情報の提供に関する規程に基づき、適切に開示する。 - 職員に対し、個人情報の保護に関する研修の実施及び個人情報漏洩に関する事例等を共有するなどし、意識啓発を行う。また、各センターにおいてはポスターの掲示や複数情報での本人確認、電子カルテの表示仕様の変更など、再発防止のための取組を徹底する。 - 業務により作成・取得した個人情報を適正に管理しているかについて、各センター及び本部事務局において年度に 1 回以上点検及び監査を行う。 - 患者の診察情報等は要配慮個人情報に当たるため、適切なチェック体制を敷くとともに、漏洩事案発生時には、個人情報保護委員会への報告を適正に行う。